

会 議 録 目 次

平成 1 8 年第 2 回海田町議会 6 月定例会（第 3 日目）

平成 1 8 年 6 月 9 日（金）午前 9 時 0 0 分開議

日程第 1	第 33 号議案	工事請負契約の締結について（海田東第 1 寺迫地区汚水管新設工事（18－2） 1 工区）……………	3
日程第 2	第 34 号議案	工事請負契約の締結について（砂走第 1 畝 2 丁目地区汚水管新設工事（18－3））……………	6
日程第 3	第 35 号議案	海田町条例の左横書き及び用語等の整備に関する措置条例の制定について……………	1 4
日程第 4	第 36 号議案	海田町真田会館設置及び管理条例等の一部を改正する条例の制定について……………	1 7
日程第 5	第 37 号議案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 8
日程第 6	第 38 号議案	海田町税条例の一部を改正する条例の制定について…	2 3
日程第 7	第 39 号議案	海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 5
日程第 8	第 40 号議案	海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 7
日程第 9	第 41 号議案	海田町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例の制定について……………	3 3
日程第 10	第 42 号議案	平成 18 年度海田町一般会計補正予算（第 1 号）……………	3 4
日程第 11	第 43 号議案	平成 18 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）……………	4 9
日程第 12	第 44 号議案	平成 18 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	5 0
		（閉 会）……………	5 2

平成18年第2回海田町議会定例会

会 議 録（第3号）

1. 招 集 年 月 日 平成18年6月7日（水）
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会（開 議） 6月9日（金）9時00分宣告（第3日）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

4. 応 招 議 員（15名）

1番	久留島 元 生	2番	三 宅 総一郎
3番	岡 田 良 訓	4番	西 田 祐 三
5番	渡 辺 善 隆	6番	桑 原 克 之
7番	多 田 雄 一	9番	西 山 勝 子
10番	宮 坂 二 郎	11番	河 野 道 昭
12番	崎 本 広 美	13番	前 田 勝 男
14番	住 吉 充	15番	佐 中 十九昭
16番	原 田 幸 治		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

5. 不 応 招 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

6. 出 席 議 員（15名）

1番	久留島 元 生	2番	三 宅 総一郎
3番	岡 田 良 訓	4番	西 田 祐 三
5番	渡 辺 善 隆	6番	桑 原 克 之
7番	多 田 雄 一	9番	西 山 勝 子
10番	宮 坂 二 郎	11番	河 野 道 昭
12番	崎 本 広 美	13番	前 田 勝 男
14番	住 吉 充	15番	佐 中 十九昭
16番	原 田 幸 治		

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

7. 欠 席 議 員

な し

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	山 岡 寛 次
理	事	山 本 義 彦
企 画 部	長	永 海 房 雄
総 務 部	長	園 山 純
福 祉 保 健 部	長	内 田 和 彦
建 設 部	長	児 玉 正 克
財 政 課	長	臼 井 真
総 務 課	長	西 本 徹 郎
税 務 課	長	朝 倉 登司雄
生 活 安 全 課	長	金 子 幹 雄
住 民 課	長	植 野 敏 彦
福 祉 課	長	窪 地 満
高 齢 福 祉 課	長	加 藤 一 生
建 設 課	長	畠 山 隆
下 水 道 課	長	野 間 宏 紀
教 育	長	正 木 洋
教 育 部	長	中 野 潔
学 校 教 育 課	長	青 木 基 秀
参 事		木 原 正 博
子 育 て 支 援 室	長	寺 田 修 康

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長		飯 森 靖 彦
主 幹		濱 吉 計 守
主 事		中 村 修 介

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

10. 議 事 日 程

- 日程第 1 第33号議案 工事請負契約の締結について（海田東第 1 寺迫地区污水管新設工事（18－2） 1 工区）
- 日程第 2 第34号議案 工事請負契約の締結について（砂走第 1 畝 2 丁目地区污水管新設工事（18－3））
- 日程第 3 第35号議案 海田町条例の左横書き及び用語等の整備に関する措置条例の制定について
- 日程第 4 第36号議案 海田町真田会館設置及び管理条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 第37号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 第38号議案 海田町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 第39号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 第40号議案 海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 第41号議案 海田町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例の制定について
- 日程第10 第42号議案 平成18年度海田町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第11 第43号議案 平成18年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第12 第44号議案 平成18年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前 9 時 0 0 分 開議

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日も大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は15名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第 1 から日程第12に至る各議案でございます。

日程第 1、昨日に引続き第33号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。前田議員の質疑に対する答弁からですが、同時に、崎本議員外 1 名から動議が提出

され、採択されておりますので、この件についてあわせて下水道課長の方から答弁をさせます。下水道課長。

○下水道課長（野間）第33号議案、海田東第1寺迫地区污水管新設工事（18－2）1工区の経緯についてご説明申し上げます。ここにつきましては、平成17年の業務委託で実施設計を行いました。工期が平成17年6月29日から平成18年3月10まででございます。内容につきましては、測量委託、測量、試掘調査、地質調査、図面作成、工事数量の作成でございます。平成18年度の予算の作成が平成18年1月までで作成しなければなりませんので、寺迫地区を推進220メートル、開削を50メートルで1億円、曾田地区を開削200メートルで2,000万円と、概算で1億2,000万円と見積もっておりました。ここの工事箇所につきまして関係機関との協議を経て詳細な図面作成、工事数量ができ上がってまいりましたのが平成18年2月末でございました。この詳細設計によりまして、この平成18年4月から積算をし、工事設計を作成し、入札にかけたものでございます。予算を組んだときの延長より短くなったわけでございますが、埋設物の関係で取付け管推進をしなければならなくなったこと、また、本管の推進工において地形的なこと、河川占用等もあり、通常より立て坑を多くつくらなければならなくなったため、推進工のメーター当たりの単価が高くなり、予算の範囲内で執行するためには、本管延長を33.7メートル短くしなければならなくなったものでございます。以上でございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。桑原議員。

○6番（桑原）昨日のいろいろ質問とか回答を結論的に申して、1,200万円の予算を議会で認めたということに対してなぜ1億と2,000万に分けないといけなかったのかという点については回答になっていないんじゃないですか。昨日の崎本さんの質問なんかに対して。要するに工事代の節減、あとの残りに対しては同じ業者が落札するとはわかりませんもんね。同一業者でコストが削減されるわけですよね。また違ったら、継続と単独でまたやりかえるというのではコストが大分違ってくるわけでしょう。その辺の説明がないんじゃないですか。

○議長（原田）桑原議員、1,200万と言われた数字はどこのことを示されて最初に言われたのか、説明してください。最初に1,200万と言われたんです、今。

○6番（桑原）昨日の話ではまだ2,000万残っていますとおっしゃっていたでしょう。そこら辺ですよ。

○議長（原田）1億2,000万のことですね。

○6番（桑原）そうそう。予算は1億2,000万。昨日そういう質問があったでしょう。それに対して1億でやっていて、しかもそれが97.幾らで落札率がそうなんだから、おかしいじゃないかというような話から、なぜ1億に下げているのかという話。残りをなぜ2,000万残さないといけないのかというような話がよくわからないんです、我々は。少なくとも私はわからないんです。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）今2,000万残っておるという問題でございますけれども、この2,000万については箇所が違いまして、曾田地区というところでございますので、東第1処理分区ではあるんですけれども、曾田地区と寺迫地区に分かれて工事箇所の説明をいたしました。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）そうしたら、残った2,000万足らずのものはどうするんですか。まだ残りをやるんでしょう。それは継続してやる場合と、また入札を今度はしなくてやるというわけ。だから、議会を通した予算に対して分割をして1億のこういう入札をやって、あとの残りは同じ業者がやるように談合か何かしてやっているんじゃないかというように思いがちだよ。普通そういう話をよく聞かれるでしょう。その辺のことを言っているんです。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）2,000万の工事につきましては曾田地区で、ここの寺迫地区とは地区が1つ違います。それと、2,000万と1億に分けた経緯につきましては、曾田地区の汚水管の埋設位置が関西軽金属、現在国道2号線の近くですが、あの地区の埋設管で、跡地利用がまだ決まっていないということで、発注時期をおくらせております。それで、発注する場合においては指名競争入札で、もちろん随意契約等はいたしません。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第33号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第33号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 日程第2、第34号議案、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) おはようございます。今日もよろしくお願いします。第34号議案、工事請負契約の締結について。畝2丁目地内において施工する砂走第1畝2丁目地区污水管新設工事(18-3)の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(原田) 財政課長。

○財政課長(臼井) それでは、第34号議案、工事請負契約の内容につきましてご説明いたします。工事名でございますが、砂走第1畝2丁目地区污水管新設工事(18-3)でございます。工事場所は海田町畝2丁目地内、請負金額は6,877万5,000円でございます。請負者は株式会社鴻治組代表取締役・檜山典英でございます。工期でございますが、議決の日の翌日から平成19年3月9日まででございます。なお、入札結果につきましては資料6の方をご参照をお願いします。工事内容につきましては担当課の方よりご説明いたします。

○議長(原田) 下水道課長。

○下水道課長(野間) 資料7の工事箇所図5ページをお願いします。この工事は、砂走第1処理分区の畝2丁目地区の污水管を整備するものでございます。平面図に青色で示しております国信橋付近から赤羽根川までの町道2号線内に口径250ミリの污水管を推進で、延長にして105メートル、また、ピンク色で示しております区間は矢板設置による開削工法で、口径200ミリの污水管を208.5メートル布設するものでございます。また、町道2号線の残り、赤羽根川沿いの町道63号線内に紫色で示しております区間は素掘りによる開削工法で、口径200ミリの污水管を60.5メートル布設するものでございます。工事の施工につきましては、付近の皆様にはいろいろご迷惑をおかけすることになります。ご理解を得ながら、安全を期して工事を進めてまいります。なお、工事期間中、一般車両につきましては、町道2号線内の工事は片側通行で、町道63号線内につきましては、安全のために通行どめで施工したいと考えております。歩行者等につきましては安全を確保し、できるだけ通行できるようにしたいと考えております。6ページに標準的

な断面図もお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上、簡単ですが、説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本）今ずっと聞いてきたけん、聞かにゃいけんのじゃけん、これは落札価格は何%でしょうか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）落札率は97.76%です。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）これはちょっと聞いてみますが、当初の予算編成のときに予算委員会のときに報告された分は9,000万で報告されていますよね。それで、これは工事の概要を見ますと、推進が110メートル、開削が270メートル、今ここへ出されたあれとほとんど変わらないですよ、この分。ほとんど数字が変わっていないんです。それが9,000万が今の6,550で98%ですね、これは。ということは、これも予算措置ですね、入札価格をどうして決められたか、その説明をお願いします。というのが、何かの理由があって予算が減ったと思うんですよ。数字はほとんど変わらんのですよ、このたびは、この分は。わかりましたか。だから、わかっているなら、1回でわかるように説明を。わからなかったらあれじゃが。わかりますね。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）予算の作成時には推進を155メートル、開削を220メートルとして積算しておったんです。予算作成時は概算で積算するんですが、詳細に設計をかけるときに推進を105メートル、開削を269メートルに詳細の積算をかけるときに変えたものですから、少し金額に差ができてきておる、安くついたということでございます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）あんたね、それはね、またこんがらがらるようなことを言うちゃいけんよ。予算説明のときに、予算委員会のときに出了れた資料はあなたが言われた資料と違うんよ。推進が、あんたが今130メートルと言うたんかいの。160メートルと言うたか、推進が。150メートルじゃったかいの。あんたは予算委員会のときの説明じゃ推進が110メートルで。予算委員会の資料を見てみなさいや。それで、開削工法が270メートル。うそを言うちゃいけんわ。予算委員会に出した資料と今言うたものの資料とまたうそを言うた



ら、あんた。きちっと合うたようなことを言うてくださいや。それじゃけん、私がこんがらがらるようなことをあんたが言うけん、こっちがこんがらにゃいけんのじゃないか。予算委員会の資料は私らはみんなもろうておるんよ。それには推進が110メートルというて書いてあるじゃない。開削工法は270メートル。それを、何ぼ何でも概算じゃどうのこうのというて距離を間違えるようじゃどうもこうもなるまい。それで、あなたが言われるのは、この箇所は去年も鴻治組がやられて何ぼか残したじゃへったくれじゃという箇所と多分同じじゃと思いますよ。それじゃから、やっぱり真剣に1発で。それじゃけん言うでしようが。1発できちっとわかるような説明をせんかったら、何回もこんがらがらるでしようが。わかりましたか。あんたが予算委員会に出した資料が間違うておるか、今あんたが言われたことが間違うておるか、どっちかが間違うておるんじゃけん。3回しかないんじゃけん、きちっとまとめてわかるように説明してくださいよ。第一、数字を間違えるようじゃいけんよ。その点、実際ほんまですよ。わしは資料を持ってきて言いよるんじゃけん。私は言いとうないんよ。言いとうないんじゃが、今の利率を聞いてやめようかと思うたんじゃが、余り言われるから、聞いてみたらこういうことでしょう。また同じようなことを言われるから、やっぱりきちっとした答弁をしてもらわんかったら困りますよ。お願いします。

○議長（原田）暫時休憩をいたします。再開は追って通知します。

~~~~~○~~~~~

午前9時18分 休憩

午前9時26分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。今の崎本議員の質疑に対する答弁、皆さんによくわかるように説明してください。建設部長。

○建設部長（児玉）先ほど課長が説明しました推進150メートル、開削220メートルにつきましては間違いでございました。崎本議員がおっしゃるように、推進110メートル、開削270メートルにおいて当初予算の説明をさせていただいております。その中で今回、設計額というか、事業費が下がった原因でございしますが、県道における前年度の工事においての土質の関係を精査したところ、いわゆる本工事において土質がよいということで、推進の単価が下がってきたということにつきまして予算金額が下がってきたということでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。前田議員。

○13番（前田）13番、前田ですが、先ほど来も同じことですが、この予算を片方では概算要求だ、こういうことを言われておるんですね、説明の中で。概算の数字を出すのなら、過去のデータで、例えば過去、今まで100メートルで100万円かかっておった、200メートル210万かった、そういうたら、今回は300メートルやるんだから、大方300万か310万ぐらいかかるであろうという概算数字は出てくるだろうと思うんです。一方で、概算だと言うておきながら、概算なら、今のような数字なら私でも出せるわけです。ところが、この設計は事前に、前回の場合ですと、17年度の予算でコンサルにお願いしたということになっておるんですね。今回のこの件もそうだと思うんですが、コンサルに頼んでどこか170メートルがどうか160何メートルか、そういうような数字が出ておるわけですね。コンサルに頼んで高い金を払うて概算というのは、これは理解できないんですよ。過去にも随分このことをやかましく言うてきて、もうそういうものでコンサルの設計委託はやめなさいと随分やかましく言うてきておるんです。それが何かのんべんだらりんとずっと、山岡町長にかわっても加藤町長の時代からそういうわけのわからん数字を出すためにコンサルに高い金を払うてきておると。しかもそれが概算だと。そして、今の部長の言葉にもあるように、聞くとところによると、精査した結果と。コンサルは何屋さんなんだ、それが。コンサルに頼んだ時点で、土質がどうであるかなんか、それも先ほど来も土質、測量、そういう何とか、いろいろ測量するという説明をしておるじゃないですか。それをいざ実施に当たってさらに精査すると。コンサルは要らんじゃないですか、これは。どういうことなんですか。そういう説明ももちろんもらいたい。もう1回言いますよ。それなりの近い予算、概算なら私にもできると思うが、あなた方でできないのか、1つ。2つ目、今言うように、コンサルに頼むのなら、それだけのシビアなというか、正確な数字が出るはずであろう、こういうことなんです。そういうことで、3つ目が、途中で精査する必要があるのか。そういうコンサルならやめなさい。4つ目がそういうことです。どうなのか、それだけの数字が出せないのかと。何かあまりにもものんべんだらりんと、あんたらはお日さんが西へ行きや昔から親方日の丸みたいな格好でよく言われる言葉がそういうことなんやね。自分の銭じゃないからということで、一つも町長が言うように行政改革やら経費の節減やらというのは、口だけで言って、実際にやっておることはでたらめじゃないか、これ、町長。どう思うか知らんけれども。そういうことをもっと真剣に考えるなら、もっと経費の節減に努めて、本当に町民のた

めのあれができるなら、今のような概算を出すためにコンサルに高い金を払う必要はないんじゃないか、このように考えるんだが、今言うた4つほど、答弁願いたい。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）町職員の技術で工事に伴う設計、そういう調査ができるかということ、は、できません。コンサルに委託しないと、特殊な工事等につきましては町の職員の技術ではできないということが1点。コンサルにお願いするに当たって、予算の編成時期と最終的なコンサルの成果品が上がってくる時期が違ってまいります。その関係上、今までの過去のデータに基づいて予算の概算を我々が行っていくということで、予算の概算要求と精査した結果が違ってくるといってございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）概算で職員ではできないと。コンサルと予算の編成時期とが違うと。それならば、わかりませんよ、コンサルに今日の日に出しなさいよ、来年のやつを。それをのんびんだらりと、先ほども言うように、職員がお日さんが西へ行きや親方日の丸で、土壇場になって仕方なしにコンサルに出して間に合わなかったと。間に合わんのじゃったら、今から出しなさいよ、19年のやつ、20年のやつ、21年のやつを。間に合わんというような言葉が理解できるわけがないじゃないですか。部長、どうなのか、そこらは。いかにいいかげんなことをしておるかということでしょう。物には計画性があるわけでしょう。当然下水の布設をやるためにも、今年度はここをやる、来年度は、再来年度はここをやるんだと。もちろん予算のことで多少の延長メーターは変わるであつたとしても、おおむねこの面を今年にやろう、来年にやろう、何年度はどこをやろうという計画はあるはずなんだよ。そこで概算が予算のときに間に合わんというのなら、やればいいんですよ、20年度のやつを。すぐ出しなさいよ。それぐらいの計画性があってもいいんじゃないか。だから、今のような答弁では納得できん。早くやりゃいいじゃないか。それで、それなりの莫大なコンサル料を町長は払うなら、優秀な職員を入れなさいや。そこらにようけおる。だめな者はかえりゃいいじゃないですか。御みずから引く人だっておったんじゃないのか、このたびの10人の中。わしはわからんけれども。そういうぐらいのことをやっぱ町長は厳しゅうやらにゃいかん。できんような者を何十人並べておったってだめだよ、そんなものは。そういうところで、もっと手際よくそういう計画性。部長、わかるか。そういう計画性を持って、年度の整備もあるはずだから。同じことを2回も3回も言うけれども。そういうものをちゃんとやって、コンサルを頼んで概算で、

あげくの果てが精査をせにゃならんようなコンサルは頼まなくていいよ。概算なら私がやってあげますよ、そんなものは。どんぶりじゃないの。後で精査すればいいんだよ、そんなものは。いいかげんな予算を組んで。1億予算を組んでおいて6,000万か何ぼかで落ちるような予算なら何ぼでも組んであげるわいの。また後で残ったじゃ、余ったじゃ、足らなんだら、また次からすりゃええんじゃ。何の計画性もないんじゃ。そこらの計画性というものと概算の今のやり方、事前に発注するなり、19年度も間に合わんなら、20年度のやつを今日にあしたに出せばいいじゃないの。そういうような考えのあたりはどいうふうに考えておるのか、そこらは。明確に答弁願いたい。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）議員ご指摘のように、コンサルに出す時期を早めて、予算要求時には、概算といえども本設計書ができるように検討してやっていきたいと思います。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。桑原議員。

○6番（桑原）確認の意味で申し上げるんですけれども、予算特別委員会でいろいろ質疑をやって、それがそのままその数字が議会へ計上されて議決されるわけですね。それで、今、質問があったように、概算とおっしゃるんですが、概算の意味は、こんなに何千万も差が出てくるようなことというのは、何というんですか、概算の意味がはっきりしないんですよね。議会に計上された予算書、それはげたを履いているという意味なんですか。そんなに差が出てきて。それで、不足すると補正予算を組んでそれをまたカバーするんでしょう。そうしたら、予算書の意味が随分薄れてくるんだよね。何のために予算を決めているのか。予算特別委員会でずっと見学したり現地で見たりして。だから、概算の出し方と実際に執行する段階でこんなに何千万も出てくると。何回も言うようなんですけれども、今までもそうだったでしょう。いつも議論的になるんですけれども、岩が出てきたとか何とか言っちゃって、金がかかってきたら補正を組むんでしょう。結局余った分をそっちの方へ回すという、何かそんな感じがして、何のために予算委員会をやって議決して、こんなに差が出てくるのか、今の質問に全く同感なんです。その辺はどうなんですか、本当に。概算の意味というのはどうなんですか。4,000万も2,000万も余っちゃって、それで実際やるのとえらい差が開いて。業者の言いなりみたいな話になりかねないんじゃないですか。足りないときには補正を組んで出しゃいいんだという。その辺はどうなんですか。疑問を持ち出したですよ。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）議員ご指摘のように、前田議員にも答弁させていただきましたけれども、概算の精度を上げて、いわゆるこの予算と実施の予算が精査できるように、差異が少なくなるように努力してまいります。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。この公共下水道というのは地下のことをするわけですから、大変予算計上が難しいということは理解しているわけですが、この国信橋の瀬野川寄りには、皆様記憶に新しいと思うんですけども、すごく粘土質ができて、当初の予算では執行できなくて、翌年度に新たに予算計上して工事をした経緯があるわけです。その続きなんですけれども、今回推進工のブルーの部分なんですけれども、従来よりも多く試掘はされましたかどうか。

○議長（原田）今、試掘と言われたんですね。

○9番（西山）正しい言葉がわからなかったら申し訳ないです。調査箇所を増やされたかどうか、平常より。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）ここにつきましては、ボーリング調査を2カ所しております。当初から増やされたということではないんですけれども、2カ所でしております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）じゃ、具体的にどの辺とどの辺というのはわかりますか。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）国信橋のたもとと、片山工業広島営業所がございます、そのところをやっております。

○議長（原田）わかりましたか。わからん。西山議員。

○9番（西山）今私が質疑をいたしましたのは、この国信橋のたもとから瀬野川に向けて随分粘土質が出まして、当該年度に執行できなくて次の年度に新たに予算を計上して工事をした箇所でございます。そういたしましたら、開削工法を予定されている場所にまた粘土質が出るという予測が立つんじゃないかと私は思うんです。その場所を、今、箇所をたくさん調査されなかったかという質疑をいたしました。そういたしますと、2カ所という。1カ所は片山さんのピンクの箇所でございますね。先ほどのほかの議員さんの答弁で、今回安くなった要因の1つに、地質がよかったから工事が簡単にいくであろうというので、当初予算よりも今回の工事予算が下がったと言われますけれども、そう

いたしますと、もうこの箇所は粘土質の地質はないと判断をなさったのでしょうか。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）国信橋のところに立て坑を掘っております。そのところから判断して、その上流側はそういうような粘土質が出てきておるんですけれども、こちら側の下流の方につきましては粘土質が出てきておりませんので、この今の設計にしておるものでございます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）今るる説明がありましたけれども、当初予算と今回の契約の距離が違うということが今指摘をされて、お謝りになったわけですね。これは今わかったんですか。そこら辺をただしていきたい。なぜかという、今まで町道の認定であるとか、町道6号線、あるいは143号線、その説明が不十分で、せっかく出されてもいろいろそこで二転三転して、結果的には町民の期待に応えられないような結果になってくるわけよね。一番迷惑するのは、説明不十分のためにそれが議会で行ったり来たりしておるところがあるんです。だから、私が言うのには、当初予算でそういう説明をしたのなら、今回この数字が、距離が違う、それをなぜ早く説明せんのかと。そこら辺が抜けておるから、非常に我々は不信感というか、出してきたのが、ちょっと言うたら全部そういう疑いで見るというのは、そこら辺はどう教育してどういう、部長と町長、課長ね、これらの流れがどうなって。せっかく出してきたのに、休憩をとったり否決をされたりということが今までずっとあるんよね。まず最初に、当初予算で説明したのと今回食い違ったのはなぜ説明できなかったのか、そこを先に。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）当初予算の推進、開削ともどものメーター数と今回お出した工事認定のメーター数は合っております。課長の説明が間違っていたということでございます。課長が推進150メーターという説明をいたしましたけれども、それが間違っていた、昔の古い資料で説明したということでございます。済みません。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）それなら、上司がちゃんと素早く対応する。それから、今回だけじゃないんですね。今まで町道の認定が否決されたり、あるいは町道6号線バイパスの関係で、どうも行き過ぎたところも議員の中にも多少は私も見受けられると感じちゃおるけれども、しかし、説明が納得できるようにしていないからそういう問題が起きるんですよ。

そこら辺を今後、説明のときにそういうのがあったら素早く、部長がわかっておるなら、ぱっと切りかえて、議長の許可をもらって発言をどんどんしていく、そういうやりとりもしてほしいし、また、その前の段階で町長と部長と課長と、また理事も含めてそういうのをぱんとやらなかったら、議会の流れとして非常に混乱がずっと続いておるような気がしてなんのです。そこら辺の町長の指導をお伺いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今、佐中議員ご指摘の点は多々我々も反省しておるわけですが、今後改めてそういう教育、組織的な内部の調整を十分にしておさしていただきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第34号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第34号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第34号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第3、第35号議案、海田町条例の左横書き及び用語等の整備に関する措置条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第35号議案、海田町条例の左横書き及び用語等の整備に関する措置条例の制定について。一般社会及び公用文全体において主流となっている左横書きに条例を改め、あわせて用語等の整備を行うため、条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（西本）それでは、議案書17ページの第35号議案、海田町条例の左横書き及び用語等の整備に関する措置条例の制定についてご説明いたします。資料8の「海田町条例の左横書き及び用語等の整備に関する措置条例の概要」で説明させていただきますの

で、資料 8 をお開きください。まず、今回、左横書きに改める理由でございますが、現在、一般社会や公用文全体におきましては縦書きよりも左横書きが主流となっております。また、町の条例をホームページからだれでも閲覧いただけるよう、今年度、例規集のインターネット公開を予定しております。これを機会にインターネットと例規集の整合を図るために、左横書きに改めるものでございます。次に、条例の概要でございますが、第 1 条の「目的」は、海田町条例を左横書きに改め、あわせて用語等の整備を行うという目的を定めたものでございます。次に、第 2 条の「左横書きへの改正」ですが、現在の縦書きを左横書きに改正するための字句や形式の整備を行うための措置でございます。第 3 条の「用語等の整備の措置」ですが、これは国の通知等による基準に準じて用語等の整備を行うための措置でございます。第 4 条の「法令等の引用」は、条例中に引用しております法令等の題名で、法令番号が付されていないものについて整備を行うものでございます。第 5 条の「別表等の整備」は、条例中の別表及び様式において関係条名が書かれていないものについて整備を行うものでございます。最後の第 6 条は委任規定でございます。以上が条例の概要でございますが、この条例の施行期日は平成 18 年 11 月 1 日から施行するものでございます。以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中議員。

○15 番（佐中）これは国際的にこういう方法でやる流れなのかどうか。当初 B 4 から A 4 に変わったのが国際的な流れで、大体世界で統一するというのは聞いたことがありますけれども、今回インターネットということで、これが主題となってこういう方式をとられるわけですが、全国的にこれがどこまで進んでおるのか、また、将来どういう方向で、国の施策も含めてあるんでしょうけれども、どういう考えを持って、インターネットだけじゃなくて、進んでいきよるのか、そこら辺の概略がわかればお尋ねします。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）世界的な流れでございます。これは英語圏ではもちろん横書きでございます。ほとんどの国が横書き、例えば漢字を使っておところが主に縦ということで、今、県の条例は縦でございます。国、もちろん法律は縦でございますが、近辺の市町村はほとんど横でございます。安芸郡におきましても縦は本町だけでございます。そうい

う状況で、世界的な流れと申しまして、縦が特異な例というふうなことでございます。

それで、公用文につきましては従前から横で整備をしております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）そうすると、公文書を縦から横書きにするということに、私はいろんな面で費用がかなりかかってくると思うんですが、こういう費用の面はどのように措置されるんですか、お尋ねします。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）先ほど申しましたように、公用文につきましてはもう従前から横でございす。以前B5からA4に用紙を変更したことがございすけれども、今回変えますのは、いわゆる例規集にしておるものを横にするというものだけでございす。これは一過性のものでございすから、後で特に費用がかかるというものではございせん。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）それじゃ、ここにある例規集は変わらんということですね。インターネットでやるだけの、そういうだけで変えていく、今後についてはどうされるのか知らんけれども、そこら辺も問うておったんですが。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）この例規集につきましてはもちろん、今の条例の改正でもって、縦のものを、現在あるものを横に表記していくということでございすから、横になったものは残ります。ただし、現在の部数145部ございすけれども、議員さん、それから各課1冊はペーパーを残して、あとはなくすということで、50冊につきましては横のものが残るということでございす。

○議長（原田）ほかに質疑。桑原議員。

○6番（桑原）確認の意味なんですけれども、インターネットとおっしゃっているんですけれども、海田町はインターネットの普及率はどのぐらいなんですか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）町内におけるインターネットの普及率については調査をしておりません。申し訳ございせん。

○議長（原田）ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第35号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第35号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第35号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第4、第36号議案、海田町真田会館設置及び管理条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第36号議案、海田町真田会館設置及び管理条例等の一部を改正する条例の制定について。地方自治法の一部改正に伴い、公の施設の管理委託に関する規定を整理するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させていただきます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（西本）それでは、議案書19ページの第36号議案、海田町真田会館設置及び管理条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。資料9の「海田町真田会館設置及び管理条例等新旧対照表」で説明させていただきますので、資料9をお開きください。まず、改正理由といたしましては、ご承知のように、地方自治法の一部改正によりまして、従来の管理委託制度に変わって指定管理者制度が導入されることとなりました。これに対応しまして、町内の公の施設の設置及び管理条例の管理を委託することができる規定を削除するものでございます。最初の真田会館で見てまいりますと、資料9の新旧対照表の下段に示しておりますように、「管理の委託」第12条「真田会館の管理は、公共的団体に委託することができる」という部分を削除し、第13条を第12条とするものでございます。以下同様に、海田町公衆便所、海田町民センター、海田町自転車等駐車場、海田町公園、海田町ふるさと館、海田町ひまわりプラザの7つの公の施設の条例から「委託することができる」規定を削除し、改正するものでございます。この条例の施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま

す。三宅議員。

○2番（三宅）2番、三宅です。私のところは真田会館がありまして、一番身近に感じております。それで、指定管理者ということで、流れではありますけれども、今、地区内の当番が2人決まっています、それから、こちらへ用紙を申請して、それで借りて、非常にわかっていて苦勞もなくということなので、これから変更になりましたら、真田会館ですけれども、利用に当たって今までと変更ないし不自由とか差しさわりが出てくるのかどうか、借り方がどういう順序になるのか、その辺をお聞きします。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（西本）今、三宅議員ご指摘の真田会館につきましても、ほかに今回挙げております7つの施設につきましては指定管理者制度を導入するというものではございません。ですから、今までと施設の利用方法につきましては何ら変わるものではありません。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）たちまちはそうで、後々は行革の一環で、やっぱり指定管理、委託という、真田会館ですけれども、流れとして将来あり得るということでしょうかどうか、もう1回。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（西本）指定管理者制度の導入につきましては、海田町の行政改革実施計画の中で計画を立てております。現在のところ、それ以外の指定管理者制度の導入は予定はしていません。

○議長（原田）ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第36号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第36号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第5、第37号議案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改

正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（山岡）第37号議案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。国家公務員の休息制度の廃止に準じて、休息時間の廃止及び休憩時間の見直しを行うため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（西本）それでは、議案書21ページの第37号議案、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。資料10－1「職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表」及び資料10－2「職員の勤務時間新旧比較表」でご説明いたします。まず、今回条例改正をお願いします理由でございますが、3月に公布されました人事院規則による国家公務員の休息時間の廃止に準じて、休息時間の廃止及び休憩時間のあり方について見直しを行うものでございます。資料10－1「条例新旧対照表」をご覧ください。下段第6条「休憩時間」の傍線部分を上段のように「6時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない」と改めるものでございます。次に、上段の第2項につきましては、前項の休憩時間を45分以上1時間未満の範囲で変更することができる規定が新たに追加されたものでございます。第3項は、第2項の追加による字句を整理するものでございます。下段第7条の「休息時間」は、休息時間の廃止により削除するものでございます。それでは、資料10－2をご覧くださいと思います。これが勤務時間を図示したものでございますが、下の図のように、現在、昼休みを1時間とっておりますが、厳密には休息時間15分と休憩時間45分という内訳となっております。就業時間も17時の後ろに15分の休息時間を設け、17時15分としておりますが、この休息時間の30分を含めまして勤務時間を8時間としております。これを上の図のように、休息時間を廃止しまして、休憩時間を1時間に改めることにより、勤務時間を午前が3時間30分、午後は4時間30分に改正するものでございます。この条例の施行期日は平成18年7月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。三宅議員。

○2番（三宅）2番、三宅です。新ということで、休息休憩がということで、旧があって

ということであれなんですけれども、ちょっと違うかもしれませんが、たばこですよね。出入りしてまた議会の日に来てということなので、たばこの時間が、吸う人と吸わない人とおられるわけですから、やっぱりあそこの部屋に行って、第三者から見たら休憩のような感じもするし、吸う人は吸うだろうと思うんですけれども、たばこの時間が休憩とか休息とか、そういうたばこの見方はどうなんですか。私はちょっと気になる場所では前から思っていたんですけれども、たばこの時間はどう思われますか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）従前から休息、休憩関係なく、勤務時間内にたばこを吸っておる例はございますけれども、お茶も適宜飲んでおります。それは事務に支障のない範囲で、特にそれがそこに入り浸って非常に時間が長いということであれば問題でございまして、現在の状況で勤務に支障のない範囲で適宜吸わせていただくということは現状のままではいかせていただきたいと思います。

○議長（原田）ほかに。桑原議員。

○6番（桑原）総務部長に聞きます。これは経験上、実質的には30分延びたことになりますよね、退庁時間が。今まで17時。17時に帰れたわけです。休息時間を休まないで帰ったんだということ。それは普通そうなんです。だけど、今度は17時30分になっているわけでしょう。実際は60分とっているんですけれども、今までだって実質は15分と45分に分けているんだけれども、休息時間はやっぱり60分あったんですよ。だから、細かいことを言うようだけれども、結局30分延びたことになるんです。その辺はどう感じておられますか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）退庁時間につきましては、従前17時15分、今回は17時30分、退庁時間は15分延びております。ただし、労働時間が、休息時間がなくなった関係で30分は延びておることです。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。西田議員。

○4番（西田）4番、西田です。今、時間の説明がなされたわけなんです、4時間30分という非常に長い時間就業されるわけですが、労基上、そういった長時間にわたった場合の休息はとらなくていいというふうに解釈されるのでしょうか。その点をお願いします。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）労働基準法上は休息时间というのはございませんで、これは国家公務員、地方公務員に独特の制度でございます。これは戦後すぐにリフレッシュということで導入されたようでございますけれども、民間においては定着しなかった。実際そういう批判を受けてこれがなくなったものでございます。

○議長（原田）西田議員。

○4番（西田）それと、今、例えばコンピュータを使った入力作業、こういった場合に例えば1時間とか2時間連続で入力する場合においてそういった労基上の休息をとらせなさいというようなことはないのでしょうか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）ただいま申しましたように、休息时间というのはございませんで、休憩時間、8時間を超えるものについては1時間の休憩を間にとりなさいというのはございますが、休息时间という規定はございません。

○議長（原田）ほかに。前田議員。

○13番（前田）13番、前田ですが、今は5時になると掃除というのか、簡単なというのか、まじめにやってもろうておるんですが、今度はこれでいくとやっぱり5時にやるのか。実際問題5時を過ぎてもいろいろ用事で来られておる人もあるわけですが、いらいらするというようなところもあるというようなことも耳にしておるんですが、ということで、この場合はどこで、引続き一方で町長の言葉にもありますけれども、経費の節減というので職員の皆さんには大変だろうと思うんですが、その辺についてどういうふうに考えておられますか。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（西本）今ご指摘の終わりの清掃でございますけれども、これはあくまでも勤務時間が5時半までとなっておりますので、それ以後に清掃には取りかかるようにしております。

○議長（原田）ほかに。西山議員。

○9番（西山）今の前田議員と関連質疑なんですけれども、じゃ、町民の皆様の開館時間は5時から5時半になりましたという周知徹底はなさるのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）これの条例改正を受けまして、本町に執務時間に関する規則というのがございます。これは今17時15分でございますので、17時30分に、これも規則ですが、

改正する必要がございます。当然 7 月 1 日から施行でございますので、それに合わせて広報はしたいところでございますけれども、7 月号の広報ではいたしかねるところがございます。ほかの方法とあわせて、開庁時間が延びるわけでございますから、短くなるわけではございませんので、適宜広報してまいりたいと思います。

それと、先ほどの前田議員の質問の中の清掃の件でございますが、これは従前から 17 時 15 分までがいわゆる休息时间ですが、労働時間に含まれた、職員を拘束する時間内でやっておりましたので、今後も職員を拘束する時間内でないと、それ以後になかなか清掃はさせにくいかなというふうには考えておりますので、その辺を今から整理してまいります。

○議長（原田）桑原議員。

○6 番（桑原）私の質問に対しておかしいじゃないですか。休息时间もそうなら 17 時 15 分に鳴らすべきじゃないんですか、今の前田さんの質問に対して。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）17 時から 17 時 15 分、これは休息时间でございまして、これは拘束をした、いわゆる有給の休息时间でございました。これが有給という制度がなくなりまして、いわゆる労働時間だけ、拘束を受ける労働時間で、17 時 30 分で終わるというものでございます。それ以後の時間については全く職員はフリーの時間でございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6 番（桑原）いや、そうではなくて、今まで 17 時に鳴らしたのがおかしいんじゃないですかと言っているんです。法律どおりにいくのなら 17 時 15 分にすべきでしょうということです。そうでしょう。そうでないと、今まで鳴らしていたのが法律的におかしいんじゃないの。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）チャイムにつきましては、休息を知らしめるための 17 時と 17 時 15 分、両方に鳴っております。

○議長（原田）ほかに質疑は。崎本議員。

○12 番（崎本）今度は何時に鳴るの。5 時半に今度は 1 回で鳴らすのかな。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）そういうことでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第37号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第37号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、第37号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 日程第6、第38号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第38号議案、海田町税条例の一部を改正する条例の制定について。地方税法の一部改正に伴い、町たばこ税の税率を改正するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(原田) 税務課長。

○税務課長(朝倉) それでは、第38号議案、海田町税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。今回の改正は、現下の極めて厳しい財政状況にかんがみ、財源確保を目的とした地方税法等の一部改正に伴い、町たばこ税の税率など、所要の改正を行うものでございます。まず、資料11の「海田町税条例新旧対照表」をご覧くださいと思います。第95条でございますが、町たばこ税の税率2,743円を3,064円に改めるものでございます。また、附則第16条の2「たばこ税の税率の特例」ですが、第1項では、旧3級品の製造たばこ、具体的にはエコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット及びウルマの6銘柄の紙巻きたばこを差しますが、これら以外の紙巻きたばこなどの製造たばこについては「平成15年7月1日」とあるものを「平成18年7月1日」に改め、税率を1,000本につき2,977円を3,298円と改めるもので、実質的にはこの税率を適用するものでございます。また、第2項では旧3級たばこの製造たばこについても「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に改め、税率を1,000本につき1,412円を1,564円に改めるものでございます。

議案書の22ページをお願いいたします。附則でございますが、第1条の施行期日は平成18年7月1日でございます。また、第2条では「町たばこ税に関する経過措置」を規



定しております。内容は、施行日前6月30日以前に小売販売業者などへ売り渡し等が行われた製造たばこで、指定日7月1日に卸売販売業者等または小売販売業者が販売のために所持している製造たばこ、いわゆる手持ち品の課税について課税対象、納税義務者、税率、申告などについて経過措置を講じる内容となっております。

資料の12をお願いいたします。この表は、今回改正されるたばこ税全体の税率について新旧を比較したものでございます。この表の地方のたばこ税の市町村欄の網掛けをした部分に今回の改正税率の比較をお示ししております。また、たばこ税全体の改正内容は、旧3級たばこ以外の製造たばこについては国・地方合わせて1,000本につき852円の引き上げになっております。内訳は、国が426円、地方の合計も426円と、同額となっております。そのうち道府県が105円、市町村が321円、各々引き上げるものでございます。また、先ほど触れましたが、手持ち品の税率は市町村欄の引き上げ率の行にある製造たばこ1,000本につき321円及び旧3級製造たばこの1,000本につき152円となっております。結果として、手持ち品も合算すれば新税率になるようになっております。なお、7月1日以降の小売販売価格は、旧3級たばこについて20本入り1箱につき10円、また旧3級品以外の製造たばこは20本入り1箱につき20円ないし30円の値上げになるようでございます。以上、簡単ですが、説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西山議員。

○9番（西山）今回、たばこ税がアップするわけですが、平成16年か17年の実績におきまして、この税が上がって町の税収はどのくらい伸びるのでしょうか。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（朝倉）平成18年の予算編成のときに既にそれを加味しておるんですけれども、実は過去の傾向からすると、当然ながら税収は単純には上がることになるんですが、近年の分煙、禁煙、健康管理のことがありますので、売れる本数は減るであろうということになりますので、結果的には昨年並みの税収になるのではないかという見込みで1億6,000万円程度を計上させていただいております。

○議長（原田）ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第38号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第38号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第38号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第7、第39号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第39号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。介護給付費の動向等を勘案し、介護給付金賦課額の限度額を引き上げるとともに、所得税法等における公的年金等の控除の改正等に伴い、基礎賦課額等に関し経過措置を講ずるため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）税務課長。

○税務課長（朝倉）それでは、第39号議案、海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。資料番号14の「海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要」についてご説明申し上げます。ご用意をお願いいたします。まず、改正の概要ですが、1点目は、介護給付費の動向を踏まえ、介護納付金に係る課税限度額の見直しを行うものでございます。2点目は、平成16年度税制改正における年金課税の見直しによって国民健康保険税の負担が増加する被保険者について平成18年度及び平成19年度の2年間、激変緩和措置を講ずるものでございます。次に、改正条例の具体的な内容についてご説明申し上げます。第2条及び第13条関係の介護納付金課税限度額についてでございますが、介護納付金に要する費用に充てるため賦課している介護納付金課税限度額を現行の8万円から9万円に引き上げるものでございます。引き上げの理由ですが、国民健康保険税の課税額は被保険者の所得金額等に基づき、その世帯ごとに算定されますが、国民健康保険税は社会保険料としての性格を有するため、課税額が過度に高くないように、上限となる課税限度額を定めております。その一方、課税限度額を超過する部分の保険税は他の被保険者の負担となりますので、課税限度額を低く設定すると中間所得層の負担が過重となってしまうという問題も起こってまいります。今回の改正においては、介護給付費の増加が見込まれる中、これらを勘案し、介護納付

金課税額に係る課税限度額を引き上げるものでございます。次に、附則第2項から第16項関係については、国民健康保険税の算定に関する規定でございます。そのうち附則の第2項から第6項関係ですが、公的年金等控除の見直しにかかわる経過措置を規定したものでございます。具体には、平成16年の税制改正により公的年金控除が租税特別措置法の激変緩和措置も含め、最低控除額が140万円から120万円に20万円縮減された影響で、昭和15年1月1日以前に生まれた人については平成17年度国民健康保険税に比べて税金が高くなる場合がございます。次ページをお願いします。そこで、公的年金等控除の見直しの影響を受ける世帯主及び被保険者の軽減判定の際には、平成18年度は従前からある特別控除額15万円に縮減された20万円の3分の2相当額の13万円を加えた28万円を、また、平成19年度には特別控除額15万円に20万円の3分の1に相当する7万円を加えた27万円を控除した額を軽減判定所得として激変緩和措置を講ずることとしております。また、下段にお示ししておりますが、同様に影響を受ける被保険者の所得割額算定に際しても、激変緩和措置として平成18年度は13万円を、平成19年度には7万円を公的年金等に係る所得から控除することとしております。1ページをお願いします。附則第7項から14項の規定は地方税法の一部改正に伴う規定及び字句の整理を行うものでございます。附則第15項及び第16項は、租税条約の実施に伴う所得税法及び地方税法の特例等に関する法律改正に伴い、条約適用利子及び条約適用配当等に課税する特例を新設したものでございます。内容は、条約相手国との課税との間で課税上の取り扱いの異なる投資事業組合等を通して利子や配当の支払いがあり、税額の軽減または免除の適用がある場合において、国内居住者である当該投資組合の構成員に課す利子及び配当に係る住民税について特例措置を講ずるものですが、この特例につきましては当面適用の見込みはございません。

最後に、議案の28ページをお願いいたします。附則としまして、この条例は平成18年7月1日から施行しようとするものでございます。ただし、附則第3項から附則第10項までの改正規定は平成19年4月1日から施行するものでございます。また、適用区分ですが、改正後の海田町国民健康保険税条例の規定は平成18年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成17年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によることとしております。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。課長、済みません、資料14の中で今の発言の中に資料の2ページ、15万円プラス20万円のおおよそ3分の1の7万円を足し算したとき

に27万円とおっしゃったのは間違いでしょうね、きっと。

○税務課長（朝倉）はい。

○議長（原田）22万円ですからね。資料の方が正しいそうです。これより質疑を行います。
質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第39号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第39号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおりこれを決します。
暫時休憩をいたします。再開は10時45分。

~~~~~○~~~~~

午前10時28分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第8、第40号議案、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第40号議案、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、海田町非常勤消防団員に係る退職補償金の支給額を改正するため、条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）それでは、第40号議案、海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の内容についてご説明いたします。今回の改正は、市町村と消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結している基金または指定法

人から市町村に支払われる退職報償金の額を規定している消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令が改正され、今年の４月１日に施行されたことに伴い、町から退職消防団員に支払う退職報償金の金額を定めた海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中、別表の退職報償金支給額表をこれに準じて改正するものでございます。資料15をお出してください。「海田町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例新旧対照表」でございます。今回の改正は、勤務年数が10年以上15年未満の分団長で26万6,000円を26万8,000円に、同じく勤務年数20年以上25年未満の部長及び班長で38万6,000円が38万8,000円に改正するなど、退職報償金支給額表のうち分団長、副分団長、部長及び班長の３つの階級で勤続年数が10年以上15年未満、15年以上20年未満及び20年以上25年未満の、３つの区分合わせて９区分における退職報償金の支給額をそれぞれ2,000円ずつ引き上げて消防団員の待遇の改善を図るものでございます。これまで非常勤消防団員に係る退職報償金の支給額の改定はすべての階級、勤務年数区分を一律に引き上げることが多くありましたが、今回特定の階層に限って改定しましたこの理由につきまして、施行令の改正を行った消防庁に問い合わせたところ、地域防災の中核を担う消防団員の待遇については手厚く対処したいが、昨今の経済状況を考慮した場合、全階級の退職報償金を引き上げることに理解を得がたいので、消防団員としてリーダーシップをとって活動している中堅層の団員に限定して引き上げを行ったとのことでした。なお、この改正を行った９区分の平均改定率は0.6％となっております。

次に、議案29ページをお開きください。この条例附則でございますが、附則１は、この条例の施行期日を公布の日と定めております。附則２は、改正後の別表の規定は平成18年４月１日以後の退職者について適用することと定めております。また、附則３は、経過措置を受けている者で改正後の規定の適用を受ける消防団員について４月１日から施行日の前日までに改正前の規定に基づき、既に支給された退職報償金の額は内払いとみなすことを規定しているものでございます。以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。桑原議員。

○６番（桑原）３点ばかりお願いします。まず第１点、非常勤職員というのは何人ぐらいおられるんでしょうか。２つ目は、正規団員との格差、非常勤じゃない人とどのぐらいの差があるのか。それと、今回の改正によって財政的にどのぐらい影響があるのか。そ

の3点をお願いします。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）まず、1点目の非常勤の数でございますけれども、消防団員に限りましては現在114名でございます。それから、正規団員との格差でございますが、これは正規というのは常備消防のことを指されているのではないかと思いますけれども、常備消防につきましては海田地区消防組合が行っておりますので、正規団員とか、海田町の消防団においては格差というのはございません。それから、3点目でございますけれども、今回、今年退職される方につきましては一応ございません。

○議長（原田）ほかに。前田議員。

○13番（前田）13番、前田ですが、まず、これは毎回言いよるんですが、出てくれば値上げ、出てくれば値上げということなんだが、法の改正とか何とかということが理由になっておるんですが、あくまでも自治消防は自治体に幾らか権限は持てないのかというので、町独自の条例か何かでこの額を制定できないかどうかというのがまず1つ。それと、今も出ましたが、端的な言い方をすると、在籍名簿というのか、だけを置いておいて、実際に緊急出動の場合もあると思うんですが、他企業に勤務の場合は出動、例えば今、火災緊急時があった、当然出動はできないわけですね。それじゃなくして、訓練と出初め式、いろんなことを含めての、緊急じゃないんですよ、要するに年間そういう訓練云々を含めた出席日の出席率、こういうのを、何というのか、極端な言い方をすると1回も、何年間も、今言うた、在籍はしておるが、出勤はしていないと。出勤と言うのかどう言うのか、出席と言うのか、言葉はわかりませんが、緊急の場合は出動と言うんじゃないけれども、普通の場合はどう言うのか、それは出動でも何でもいいんですが、その辺のことも含めて、出ない人もおるんだろうと。ただ在籍したことによって10年以上、15年以上、25年以上とかということで退職金だけが支払われると。どうもこの辺が理解しにくいんですが、これに絡んで、先ほど言いました、だから、町独自にその額を制定することができないのかどうか。だから、出席日数とか出動日数とかに絡めてパーセンテージを、金額はここにある例えば20年以上25年未満は副団長で46万3,000円、こういうことですが、本町の場合は特別に45万円にするとかというようなことができるのか、できないのかということ、そういうところを尋ねてみたいと思います。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）まず、今の退職報償金でございますが、これは消防団員等公務災害補

償責任共済等に関する法律第4条というのがございます。これによりまして、市町村は退職報償金の支給の実施のために基金または指定法人との間に、総務省令で定めるところにより、任意共済契約を締結するものとするという条項がございます。したがって、この消防団がある限り、基金または指定法人との間に共済契約を締結することになります。したがって、この法律施行令でその掛け金、人数等が決まっております。そして、退職に係る報償金はその基金または指定法人から支給される、町に支払いをされるというものでございます。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）2点目の出動回数でございますけれども、去年は水防活動で1回ほどございまして、56人出動しておりまして、また、全団員を対象としました訓練につきましては5回行いまして、延べ372人参加しており、出動率は65.3%でございます。それから、今年の出初め式につきましては84名が参加しておりまして73.7%の出動率となっております。それから、3点目の出動率のいい人には上乘せができないかということでございますけれども、先ほど部長の方からお答えしましたように、基金と契約を締結しておりますので、その額に応じて支払っていくということでございます。それから、出動率の悪い、要はしない消防団員はどうするのかという話でございますけれども、これにつきましてはもちろん町の条例の中にも、出動率の悪い者については支払わないことができるというふうに規定をしておりますので、そういう団員につきましては支払わないことができるという解釈をしております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）そういうことでちょっと納得しないんですが、部長の答弁でもこういうようなことがあるが、掛け金だからいいじゃないか、総務省令で決めておるんだからいいじゃないかと。町は全く無関係というような答弁なんだけれども、そうじゃないんじゃないかと。当然それに加入しておる以上は、掛け金がそれだけ町民の負担になるわけで、対岸の火事みたいな答弁をしてくれちゃ困るんだよね。総務省令であろうと何であろうと。そういうのがあっちの方にあるんだからしょうがないんだというようなことで、全く高みの見物みたいな無責任な答弁をしておるけれども、そこに直接あるんだから、そこで省令か何か知らないけれども、「置くことができる」というような内容になっておらんかと思うんだが、「置かなければならない」でないはずなんだよね。わしも勉強不足だけれども。だから、これも毎回というか、過去にも何回か言うてきておるんだけれど

も、要するにこの自治消防はそれほど機能を発揮しない。だから、地区消防にある程度機能強化をして、そっちの方を強化してやるべきじゃないかと。それは単町ではできないけれどもね。地区消防の方を、常備消防をばっとやるということは単町ではできないけれども、自治消防をやっぱりこれは町長の1つの懸案として、皆さんのほかの近隣にも相談をやってね。どうもこの自治消防がむだなような気がしてね。年間に莫大な金が必要とおるんだよね、これ。その割に今の出動日数がどうだとか、50%か60%そこそこで、データが全体のあれなのかもしれんけれども、特に言うたら、それはできるということだから、そうなんです、個々の部分的な人については物すごく出席率が悪いと思うわけよね。それで、そういうペナルティーができるということだから、それはそれでありがたいんですが、今、自治消防をどうしても置かにならんのかという、今度はもうちょっとそこらを整理して、本当に出られる人だけ、人数でお金は何ぼという規定もあるんだろうが、人数で何ぼ100人置かなければならない、200人置かなければならないというても、既に欠員が出ておるし、出席率がわずか60%、140何名と言うたかな、その中の60%で、それで用をなすのなら、もう条例改正で最初からそれだけの人数を置けばいいんじゃないかと、こういうふう思うわけね。その分、出席率がどんとよくなって、それだけの機動力も発揮するんじゃないかと。それだけの訓練をやって。だから、その辺がわしの考えとずれておるんじゃないかね。わしの方がずれておるのかもわからんかね。もうちょっと整備していくという。整備というのは縮小ね。拡大整備するんじゃなくて、本当に有効に働く分だけの機能を発揮できるような形での整備。縮小してもいい。そういうふうな考えがあるか、ないか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）海田町の消防団につきましては、いろんな災害とか防犯とかいろんな形で協力をいただいておりますから、また年末の警備の問題とか、町内の循環とかということにつきましても、非常にかなり警備に力を持って警察と一緒にやってそういう防犯関係もやっていただいておりますものですから。地区によったら消防団もなかなか集まらないところがあるということもあるんですが、先般聞いてみましたら、安芸高田ですか、600人ぐらいおるんですね、やっぱり。地区が広いから。そういう面からいったら、うちの地区は割と面積的に狭いですから。そうかといって、地区消防があるからいいんじゃないかと言わずに、やはり地域で、これだけの今の現代の社会情勢、経済情勢からいきますと、かなり多岐にわたったところで活躍いただけていると思っていま

すので、とにかく出勤率の問題なんかにつきましてもまた改めて消防団の方といろいろ協議をしながら進めていきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。先ほどの提案理由の中にもありましたけれども、全国的にやはりこの退職報償金に対する批判というのがあるがゆえに、今回は団員対象の上げ率ではなかったと私は理解しているわけですが、実際海田町の現時点におきまして今回報償金が上がりました分団長、副分団長、部長及び班長で、15年以上から25年未満の方の各階層における団員数は現時点でどうなっておりますか。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）今回の改正に伴う区分の中におられる方でございますけれども、分団長が2名でございます。それから、副分団長が2名。部長、班長で23名でございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）今私が質疑いたしましたのは、勤務年数も3段階に分かれておりますので、どこの年数にいらっしゃるかも答弁願いたいんですが。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）今お尋ねの件につきましては資料がございませんので、後ほど提供させていただきます。よろしゅうございましょうか。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）では、後ほどの資料提供でございましたから、今回の別表にあります全階層の団員の数字を資料提供していただきたいと思うんですが、どうですか。

○議長（原田）出せますね。ほかに質疑はございませんか。宮坂議員。

○10番（宮坂）確認したいんですけれども、消防団に定年というのはあるんでしょうか。それと、入るのに年齢制限があるのか、お願いします。

○議長（原田）生活安全課長。

○生活安全課長（金子）まず、入団の方ですけれども、18歳以上45歳まで。それから、定年でございますけれども、団長については70歳、副団長は65歳、分団長は63歳、副分団長以下団員までが60歳としております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第40号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第40号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第9、第41号議案、海田町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第41号議案、海田町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例の制定について。障害者自立支援法の施行により、障害程度区分の判定等を行う審査会の委員の定数を定めるため、条例を制定するものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）第41号議案、海田町障害程度区分認定審査会の委員の定数を定める条例の制定についてご説明いたします。議案書の31ページをお開きください。この条例は、障害者自立支援法では10月から障害者自立支援給付のための障害程度の認定を行う審査会を設けることとされております。この審査会の委員の数につきましては、障害者自立支援法施行令におきまして、判定件数等の事情を勘案して、5人を標準として条例で定めることとされております。このため、予定する認定件数を考慮し、この障害程度認定審査会委員の定数を5名とするものでございます。施行期日は平成18年7月1日でございます。また、附則第2項におきましてこの審査会委員の報酬額を定めるため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、報酬の額を委員の構成や審査の内容が同様な介護認定審査会委員と同額の日額1万4,000円とするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。岡田議員。

○3番（岡田）3番、岡田です。この委員の5名というのはどういう職種の方を予定され

ておられるんでしょうか。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）この5名の内訳でございますけれども、医師が3名、看護師が1名、それから福祉施設の事業者が1名、計5名でございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。三宅議員。

○2番（三宅）2番、三宅です。同じようなのに介護保険の認定の審査会があると思うんです。介護保険の方も確か5名だったと思うんですけれども、これからこの障害者の分にいいわけなんですけれども、委員の定数、仕事の頻度とかということから見て、5名が適切で、介護保険と比べた場合に適切かどうか、その辺を聞いておきたいと。

○議長（原田）福祉課長。

○福祉課長（窪地）この委員の構成でございますけれども、介護認定審査会と違いますのは、今回の障害者自立支援法におきましては精神障害の方も入っております関係から、こうした方を含めて新たに審査会を立ち上げるものでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第41号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第41号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第41号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第10、第42号議案、平成18年度海田町一般会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第42号議案、平成18年度海田町一般会計補正予算（第1号）について。平成18年度海田町一般会計補正予算（第1号）は、町道6号線バイパス整備事業費の増額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ6,117万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億2,843万8,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）それでは、第42号議案、平成18年度海田町一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。歳入歳出予算の補正につきましては、お手元にお配りしております資料16の「平成18年度補正予算説明書」に従いまして歳出からご説明いたします。資料の方をお願いいたします。

まず、3ページをお願いいたします。3ページから14ページにかけて、職員給与費事業の増減を行っておりますが、これは当初予算に反映できなかった平成17年度中の退職者5名分と平成18年度の退職者1名分の減額、4月1日付の人事異動に伴うものでございます。それでは、職員給与費以外の内容につきまして、事業ごとにご説明いたします。

3ページの議会費の議会運営事業につきましては、議会事務局の正職員を1名減にしたことに伴い臨時職員を1名雇用するため、89万8,000円を増額するものでございます。職員給与費事業は省略させていただきまして、5ページをお願いいたします。民生費の社会福祉費の社会福祉総務費の社会福祉協議会助成事業につきましては、社会福祉協議会事務局への町の職員の派遣を取りやめたことに伴い、人件費の減額により374万3,000円を減額するものでございます。次に、老人福祉費のシルバー人材センター活動支援事業につきましては、シルバー人材センター事務局へ町の職員を派遣することに伴う人件費の増額により552万2,000円を増額するものでございます。同じ目の介護保険繰出金事業（その他）につきましては、介護保険特別会計で実施する保険料の徴収方法の改正への対応、及び町から派遣する地域包括支援センターの保健師の変更により543万9,000円を増額するものでございます。心身障害者福祉費の心身障害者支援事業につきましては、障害者自立支援法の施行により障害程度区分を認定するため、104万9,000円を増額するものでございます。職員給与費事業を飛ばしまして、国民年金事務費の国民年金事務事業につきましては、社会保険庁との所得情報などのやりとりを電算を活用して行うためのシステムを開発するため、94万5,000円を増額するものでございます。職員給与費を飛ばしまして、6ページにかけての国民健康保険事業費の国民健康保険一般事務事業につきましては、徴収部分を切り離し、正職員を2名減にしたことに伴い臨時職員1名を雇用するため、89万8,000円を増額するものでございます。児童福祉費の児童クラブ費の児童クラブ運営事業につきましては、東児童クラブに障害児が1名入所したことにより指導員1名を雇用するため、125万2,000円を増額するものでございます。続きまして、7ページをお願いいたします。衛生費の保健衛生費の保健センター総務費の保健センター

総務一般事務事業につきましては、職員の産休取得に伴い臨時職員 1 名を雇用するため、184万4,000円を増額するものでございます。続きまして、清掃費の清掃総務費の清掃一般事務事業につきましては、職員の退職に伴い臨時職員を 1 名雇用するため、157万1,000円を増額するものでございます。続きまして、9 ページをお願いいたします。土木費の道路橋梁費の道路新設改良費の町道改良事業につきましては、国信地内の水路に床板を設置するため、450万を増額するものでございます。同じ目の町道 6 号線バイパス整備事業につきましては、三迫 2 丁目、3 丁目地区にバイパスを整備するため、9,927万9,000円を増額するものでございます。同じ目の町道 6 号線 2 工区整備事業につきましては、三迫 2 丁目地区の現道を拡幅し、生活道路の早期改善を図るため、701万を増額するものでございます。10ページをお願いいたします。都市計画費の都市計画総務費の公共下水道操出金事業（基準外）につきましては、公共下水道事業特別会計の職員体制を 3 名減にすることと、及び職員の減に伴い臨時職員を 1 名雇用することにより、2,144万3,000円を減額するものでございます。続きまして、11ページをお願いいたします。消防費の非常備消防費の消防団運営事業につきましては、自己都合により退団する消防団員 3 名に対して退職報償金を支払うため、74万4,000円を増額するものでございます。12ページをお願いいたします。教育費の教育総務費の事務局費の子どもと親の相談員調査研究事業につきましては、県のモデル事業である当該事業に海田小学校及び海田西小学校が認定されましたので、63万7,000円を増額するものでございます。小学校費の学校管理費の小学校運営事業につきましては、少人数授業支援講師を加配しなくても30人学級が確保できたことにより、925万2,000円を減額するものでございます。13ページに移りまして、同じ目の小学校管理事業につきましては、リース期間満了後、所有権が町に移転する印刷機を引続き使用しておりましたが、修理もできない状態となりましたので、新たな印刷機をリースするため、31万4,000円を増額するものでございます。続きまして、社会教育費の図書館費の図書館運営事業につきましては、正職員を 1 名減にしたことに伴い臨時職員 1 名を雇用するため、161万2,000円を増額するものでございます。以降は職員給与費事業であるため、省略させていただきます。

続きまして、歳入をご説明いたします。1 ページをお願いいたします。分担金及び負担金の負担金の民生費負担金の児童福祉費負担金につきましては、児童クラブの保護者負担金を3,000円から1,000円に変更したことにより463万2,000円を減額するものでございます。次に、国庫支出金の国庫補助金の土木費国庫補助金の道路新設改良費補助金に

つきましては、町道 6 号線バイパス整備事業の補助金として1,650万円を増額するものでございます。次に、国庫委託金の民生費国庫委託金の社会福祉費委託金につきましては、歳出でご説明いたしました国民年金事務の改善経費として国民年金事務委託金を94万5,000円増額するものでございます。次に、県支出金の県補助金の民生費補助金の児童福祉費補助金につきましては、児童クラブ保護者負担金の減額及び障害児対応の指導員を追加することにより、児童環境づくり基盤整備事業補助金を296万7,000円増額するものでございます。2 ページをお願いします。県委託金の教育費委託金につきましては、歳出でご説明いたしました県のモデル事業の「子どもと親の相談員」活用調査研究事業の委託金として63万7,000円を増額するものでございます。次に、繰越金につきましては、財源調整のため、前年度繰越金を4,401万5,000円増額するものでございます。次に、諸収入の雑入につきましては、歳出でご説明いたしました消防団員の退職に伴い、消防団員等公務災害補償等共済基金から支給される退職報償金の支給に要する経費として74万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、議案の説明をさせていただきます。第42号議案をお願いいたします。このたびの補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,117万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億2,843万8,000円とするものでございます。以上で平成18年度海田町一般会計補正予算（第1号）の説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。前田議員。

○13番（前田）13番、前田ですが、まず5ページから。5ページの上から3行目ぐらいのシルバー人材センター活動支援ということで、ご存じのように、シルバーは年間に1億何ぼか、2億近いという事業もやっておるようなところで、いまだに支援を行わなければ自立できないのかどうかということ、まずそれが1つ。

2つ目は、シルバー人材センターから1名引き揚げて、また1名派遣をしておる。その差額が約180万ほどの差があるわけですが、まず、引き揚げなければならんというその理由。高い給料の人を派遣せにゃならんという理由。要するに前人材は使い道がなかったとか、仕事をようやらなかったとか、どういうことでこの入れかえが必要になったのか、こういうことなんです、その辺のことについてまずお尋ねしてみたいと思います。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）まず、シルバー人材センターの事務局長の町からの派遣でございますけれども、これにつきましてはシルバー人材センターの方から、今まで町の定年退職者がおったわけでございますけれども、この方の退職に伴って新たな派遣要請があったということを踏まえて、このたび前福祉保健部長を事務局長として派遣したものでございます。

それから、社会福祉協議会だろうと思いますけれども、これにつきましては町の方からこの17年度まで局長として派遣をしておりましたけれども、これにつきましては社会福祉協議会の方でプロパーとして新たに雇用されるということで、町の方へ引き揚げたということでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）まず最初に言うたのは、シルバーが独立できないのかどうか。いまだにこういう助成を受けなければひとり歩きできないのかどうか。その昔、高齢者事業団というようなところからずっと助成してきておるが、シルバーは国からも補助金をもらっておるわけなんですね。要するにそういうことで、独立の企業としてやっていくためにシルバーという名前に変えてやったのに、なおかつ町が補助金というか、同じことだよ、人材派遣をしておるとするのは。それをやらなければシルバーはやっていけないのか。年間1億も2億も、2億ぐらいになっておるはずなんです、それだけの事業をやりながら、独立できないのか。それぐらいの給料、何ぼか、高い方で見積もっても500万円だ。それだけの人材、1人がそれだけの力がないのかどうか。それをまず第1点目に聞いたんですが、何かわけのわからんような答弁が返ってきたんじゃないけれどもね。

それで、参事がやめたのか何か知らんけれども、その支援に今度、部長級を出したとかというのは、今何かそういう説明があったが、その人でなけりゃそのシルバーの仕事ができんのかどうか、そういうことを聞いたんですが、どうもはっきり答弁がされていなかった。そういうことで、前におった人は入れかわりになっておるわけだ。その人にはその仕事ができないというのか。今までやっておったのに、なぜ引き揚げにやらなかったかということで、そのまま引続きその人で間に合うんじゃないか。要するに、それが最初の1番目の質疑と関連するわけだが、独立でやっていけるはずなのに、そういうふうについていっても高い年齢の者を派遣せにやらんぐらいシルバーはつまらんのかと、こういうことになるわけやね。その辺の答弁を聞きたい。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）まず、シルバーの方からの支援でございますけれども、これにつきましては、現状のスタッフ関係の、前任者につきましては退職されたということで、新たな人材についてシルバーの方から要請があって派遣したものでございます。

○議長（原田）もう一つ、シルバー人材センターは町の補助がなくてもひとり歩きできるかどうかという質問が残っております。福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）シルバーの方で現状の中では対応できにくいということで、町からの派遣を求めたものでございます。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）シルバーの事務局長につきましてはプロパーで雇用する場合、あるいは町の方から派遣というようなことがあるわけですが、今まではプロパーの、実質は町の退職の職員であったわけですが、プロパーの事務局長がおられ、この事務局長が退職されたということで、シルバーの要請が、町の方から派遣していただけたらどうかということに基づいて、町長の判断で前福祉保健部長を派遣したというものでございます。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）だから、そういうことで、町が給料の面倒を見にゃならん、こういうことになっておるわけだ、ここでいくと。そこで、さっきから言うておるのは、シルバーが、プロパーであろうと何であろうと、要するにシルバーがこれの給料を払うてくれりゃええわけだ、わかりやすく言うと。それだけのことができないのかと、こう言うんだ。派遣したとか、されたんだとか、そんなことを聞くんじゃない。要請があったじゃ、なかったじゃ、そんなことはどうでもええわけよ。シルバーとして、総務の方で管理しておるならなおさらそうじゃけれども、本来は直接関係ないはずなんだ、シルバーはもう町の事務とは。できればそれも含めて答弁してください。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）シルバー人材センターは利益を上げる団体ではないということが大前提で、高齢者の対策ということで発足をしたわけでございます、シルバーが収益を上げられる分は委託した事業の5%の手数料だけでございます。これは当初からそういった高齢者対策の一環ということで、シルバー人材センターの職員につきましては町の方が補助金でそれをバックアップする。当然県の補助金等がございますので、それは差引きますけれども。そういったことが大前提でこのシルバー人材センターを立ち上げております。今後ともこの支援についてはしていくということになるかと思います。

○議長（原田）ほかに。崎本議員。

○12番（崎本）今の件ですが、海田町を定年退職された人を、プロパーか何か知らんのじゃが、わしもプロパーというのか何かわからんのじゃが、退職された方を新たにプロパーとして派遣して、町がなぜ錢を出さなきゃいけないの。そうじゃないの。町が何で、退職した者がよそへ勤めたら、何で町がそういうお金を出さなきゃいけないの。それで、わしはわからんのじゃが、今までそういうことがあるわけよ。今度退職された富田さんでも、社会福祉協議会へ行っておるわけよ。これらも同じことか、その関連を。わしも知らんのじゃが、ここの500何ぼは上條さんじゃ、名前を言うちゃいけんが、保健部長か、だったと言われたけれども、あの人は退職されたん。そこらの関係を、退職されてまだ役場から給料を出して、またここでこれだけの、それはどういうシステムになっておるか、そこがわからんのじゃが、そののあれをはっきり関連を。だから、退職して社会福祉協議会とかシルバーとかへ行かれたのはどういうあれで行かれたか。現に、退職されてシルバーのあれで丸本さんがずっとおられるわけですね。その関係はどうなっておるか。そこらをわかりやすくずっと説明してください。

それから、3回しかないけん、皆まとめて言う。9ページの土木費の分です。予算委員会で30何年ぶりに否決された、その重要性を認識しておられるか。私が言うのは、何年も課題があって、旧6号線がああいう状態だから、地主の協力を得て早くやりなさいと言うて、その予算ができておらんかったから、今のここの決算特別の委員長の附帯までつけてやっていますよ、新聞にも出て。その委員会で6号線を優先的に早うしてくれと、なぜそれを早くやれないんですか。だから、ここにあるように、最初に出た17年度海田町一般会計繰越明許費繰越計算書も出ていますよ。なぜここでこれだけ2,7380万、これは違うと言われれば違うんじゃが、違うと言われても、款も目も一緒ですよ、これは。このたび初めて出た平成18年から始めて今のバイパスという明言をされました。書いてありますよ。それまでは町道6号線でずっと一括して出して、款も目も一緒ですよ、財源は。だから、ここの今のこの繰越明許の1,676万5,000円、これをなぜ、国庫支出金はそれはいらわれんかわかりませんが、早急に要るんじやったら、何で一般財源だけは使われんのですか。緊急を要するというんだったら一般財源から回しやいいんじゃないですか。私ははっきり言うて、あなた方の考えがわからんのじゃ。このたびは6月よ。6月じゃのに、3月に出なかった町道7号線道路改良工事の床板工事なんか、なぜ3月の予算委員会のおきに出されんのですか。話もなかったことを正々堂々とここへ予算で

載せて。否決までされた6号線を、その実現に向けてなぜ2,000万や何ぼの予算が組めるのですか。順番でなけりゃできんと。そうじゃないでしょうが。地権者のあれをやったらすぐ工事でも着工しなさいや。何のために否決されたか、もうちょっと真摯に受けとめなさいや。30何年ぶりじゃというて、海田町で大きく出てね、町長。皆さんどう思われますか。これは頭へ入っておるわいの。予算の特別委員会の委員長の附帯決議がここへ書いてあるんじゃないから。早期に優先してやりなさいと。なぜそれをやられんのですか。全協まで開いて、18年度はこれだけやりますと。18年度にやったら18年度の補正でもつけて、みんなが喜ぶことやったら優先的にやったらどうですか。あなた方は否決されたんよ、全員一致で。それを真摯に受けとめる必要があるんじゃないんですか。全員協議会で説明までして、真摯に受けとめて一年でも早く一カ月でも早くやるのが当たり前じゃないんですか。町民も議会も皆それを希望しておるんじゃないから。なぜそういう受けとめ方をされないのですか。私が言うのは間違いかどうか、よう考えてみなさいや。物には順番がある。順番があっても、それをクリアすれば、補正でも何でもやって一般財源から引っ張ってきてやって。だれかが反対する事項なら、それは順番にやって。反対する者はだれもおらんでしょうが。全会一致で言われて附帯決議と、町長が言われたように、真摯に受けとめて。予算審査特別委員会の結果も真摯に受けとめてと、こう書いてあるじゃないですか。それに附帯決議もついて、全会一致で30何年ぶりに議会で反対されて、それをなぜ真摯に受けとめて優先的に、ここへ書いてあるでしょう、優先的になぜされないんですか。ああ言やこう言う、文句ばかり言うて。そうじゃないでしょうが。せんかったら、皆さんにかかわりますよ。なぜ、そこまでやられて、まだこれにあられられんのですか。そこを真摯に受けとめて回答しなさいや。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）まず、シルバー人材センターへの人件費の件でございますけれども、これはプロパー職員、これにつきましては町の派遣する職員とプロパーの職員がおりますけれども、これにつきましてはすべての職員について町の方から人的な支援、金銭的な支援を行っているものでございます。退職者とかだけじゃなく、今向こうで雇っています若い職員もおりますけれども、それらも含めたもので支援を行っているものでございます。

それから、先ほど個人名を出した丸本理事長につきましても、理事の中から選任されてまして理事長をしておられる方、それにつきましては、理事長についてもこれに伴う何

らかの会議等の出張手当についても、これは町の方から一部支援をしているものでございます。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）崎本議員のご質問のとおり、不備については大変重く受けとめております。状況というか、用地の関係、そういうものが整えば至急にやっていきたいということでございます。18年度についてもそういう補正等も含めてやっていきたいということでございます。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）そうじゃから、私が言うのは、今の繰越明許費でここで2,000何ぼ残して、僕が言うた分は、一般財源があった分をこっちへ回されんのか。款も目も一緒じゃから。それも聞いておるんよ。それで、あなた方は今言われるんじやが、真摯に受けとめてやります、やりますと言うても、実際にそれが態度に出ておらんよ。そうでしょうが。30何年ぶりに全会一致で否決されて、それじゃ、ここまでやりますという説明もないし。やります、やりますと言うて、どのようにやるか。これは全協のときに、あんたらは交渉に何回行ったかと言うたら、電話で言った、電話で聞いたと。それから予算がもらえんのにできるかと言うから、そういうような回答の仕方がありますか。予算がつかんもんはできんと。そうじゃないでしょうが。前もって協力をお願いしますというて頭を下げて行って、それじゃったら、皆協力してくれているんなら、例えば5,000万ぐらい要るのなら、たちまち5,000万ほど、じゃ、予算でもとっておこうというような気が全然見えんでしょうが。下水道なんかもそうでしょうが。あらかたこれだけ要るんじやけん、予算を先にやって、後からどうでもなるわと。下水道のときもそういう説明で、それじゃ、私だけ一生懸命やってくれ、やってくれと言う分は、なぜ家屋調査もせにゃいけん、あの調査もせにゃいけん。坪何ぼで大体、今の6号線も単価がえっと違わへんでしょうが。坪何ぼで大体皆やったらどのぐらいかかると。それはわかるでしょうが。それを、やってみにゃわからんと。じゃなしに、そういう配慮をしたのなら、それじゃ、ここでも700万じゃなくても、皆できるような予算を検証しておこうと。なぜそういう誠意が見られんのかということをお願いするんですよ。700万で何ができるんですか。18年度に言われた、全協まで開いた。何分の1できるんですか。そうじゃないでしょうが。早くせにゃいけんから、否決までされてやったんじやから、なぜそういう前向きな姿勢で予算でも組んでくれんですか。そうじゃから、不安になっておるんですよ。やるやると言う

て、やったためしがないんよ、これが。私が言うた18年度の予算でも可決したら、ああ、ええわ、ええわと。それでずっと通しよるじゃないの。予算が通ったら自分勝手にどうでもすりゃええわと。そういう問題じゃないでしょうが。これは真摯に受けとめて、みんなが全員一致でやったんじゃけん、それじゃ、できる限りやって予算でも計上して誠意を見せてみなさいや、そこらを。どうですか、それ。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今回の6号線の問題は、崎本議員から指摘のように、確かに予算の問題でいろいろ議論をいただきましたが、私としましては、バイパスを含め、旧道の6号線につきましても予算流用を考えて早急にひとつ手配していきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）そうじゃから、町長、言うでしょうが。バイパスの6号線、旧道の方を優先してやってくれと附帯決議で出しておるでしょうが。なぜそれを重視されんのですかということをお聞いしておるんよ。どうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）それをやると今はっきり申し上げております。バイパスも含めてということですよ。

（発言する者あり）

○議長（原田）崎本さん、熱くなるのはわかるが、暴言はいかん。ほかに質疑。西山議員。

○9番（西山）数点質問いたします。まず、3ページなんですけれども、1点は、3ページに限らずあと5件あったと思うんですが、この臨時職員賃金が職員減によって今回計上されているんですけれども、この4月からも配置されていると思うんですが、じゃ、4、5月の賃金はどこから支払われたのでしょうか。その4、5の賃金を除いたこの6月以降の賃金が計上されているのかどうかという。2点。

次は、3ページの総務の総務管理費の一般管理費職員給与事業なんですけれども、職員の給料は240万8,000円と増額になっているんですけれども、共済組合の負担金が33万6,000円減になっているんです。私からしますと、給与が増になったらこの共済も増になるかなという、今までの中にありまして今回随分減になっておりますので、この減になっている理由ですね。

それと、次は11ページの公園職員給与費事業の職員給与が1,199万6,000円減になって

いるんですけれども、これは何人分の減に当たるのでしょうか。以上、お願いします。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（西本）まず、賃金でございますけれども、予算措置されていない4月、5月につきましては総務費一般管理費の方から一応支給しております。

それから、共済費の減ですけれども、これは人事異動によりますことと、退職者の給与の高額な方が退職されたというふうな、その給与の格差によって生じたものでございます。

それから、公園のものにつきましては5名が2名になったものでございます。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）ということは、3名分の減ですね。質疑は何名減でしょうかというのを私はいたしました。だから、3名分減になったということですね。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。西田議員。

○4番（西田）4番、西田です。5ページの介護保険料操出金事業のところなんですが、これは一般質問のところで申し上げましたように、今回これは必要経費だというふうに理解しておるんですが、この経費に基づいて介護保険料に抑制効果があるかどうか、これが第1点。

それからもう一つは、この必要経費が絡むことによって自己負担の量ですね、割合じゃなくて、自己負担量が上がらないかどうか。この2点を質疑いたします。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）介護保険料等々の抑制する効果でございますけれども、いわゆる保険料につきましては介護給付費に反映するものでございますので、介護給付費を抑えることに伴っては保険料の抑制につながるものとは思いますが、その実効性についてはこれからいろいろ事業を展開する中で期待をしております。

それから、自己負担の関係でございますけれども、自己負担につきましても、これもいわゆる介護報酬の中での1割負担になりますので、これも負担額が、個人がいろんな給付を受けなければ、当然ながら自己負担は減ってくるものと考えております。

○議長（原田）多田議員。

○7番（多田）町道6号線に関してでございますが、附帯決議の中で「積極的に地権者と交渉を行い、確実な見通しのもとに予算措置を」というふうに書いてあります。今回、6号線バイパスと6号線の予算が出ておりますが、この見通しについては確実にできる

という見通しができて出したものでしょうか。それとも、まだそこまで行っていないのでしょうか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）この予算にお出しいたしました各地権者とも当たっております。見通しとしては立っていると思っております。

○議長（原田）ほかに。三宅議員。

○2番（三宅）三宅です。6号線のところなんですけれども、まず、道路関係は予算が非常にかさみますので、よく金額とか高を見通した上で判断をしなければいけない、じっくり考えなきゃいけないと思って、まず、旧道のところが701万出ているわけなんですけれども、先般の全協でもらった、まず旧道の方の103メートルの全部のすべて完了したとして、すべての買収費と工事費がどれくらいになるものか。それから、何年ぐらいかかるか。それから、今年は701万なんですけれども、急なんですけれども、年次計画の方をどのようにこの103メートルは立てていらっしゃるか、そこからお聞きします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）町道6号線の現道については総事業費を5,300万と見込んでおります。それにつきまして、工事費が約1,000万、用地と補償費等が残りの金という見積もりを行っております。事業年度につきましては、地権者等の交渉により、早くなると思っておりますけれども、一応18、19年度ぐらいまでには全部済ませていきたいと思っております。

○議長（原田）三宅議員。

○2番（三宅）それで、旧道の方ですけれども、103メートル全部買収して、工事費は、これだったら1億もかからないという見通しですかね。もっと、私の考えでは、旧道の方も買収、拡幅ですけれども、かかるんじゃないかと思っておりましたけれども。それと、旧道の方は18年度、今年と来年で確実に地権者の方も確実に説得、納得、了解がとれるということで、19年度でできるということですね。もう1度お聞きします。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）地権者等の協力が得られれば、19年度に完了する予定でおります。

○議長（原田）ほかに。三宅議員。

○2番（三宅）3回目になりますので。それで、バイパスの方なんですけれども、バイパスの方は、これもあわせてということなんですけれども、バイパスの方をまだ買収して

いないところもありますし、これから買収をして、それから工事費と、バイパスの方が残りあとどれぐらにかかるものか、それと、交渉の進展ぐあいの見通しと、それから、今のあれで前年、前々年もやっているんですけども、いつごろバイパスの方は完了の見通しがつくのかということ、こちらの方も聞いておきます。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）バイパス事業につきましては総事業費が約8億というふうに考えております。そして、今、事業執行の途中でございますけれども、残事業が約6億円近いんだろうと思っております。地元説明会においては平成22年度までにやりたいという思いを皆さんの方にお示ししました。しかしながら、用地交渉等、いろいろと難しいところもあると思いますが、22年度を目標に頑張っていきたいと思っております。

○議長（原田）ほかに。岡田議員。

○3番（岡田）12ページの小学校費の少人数授業支援講師制度が、当初で1,800万ぐらいの予算で半減になって、教師の加配をしない、臨時講師ですか、加配をしないということだったんですけども、もう少しそのところを詳しくお願いできますか。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）町がこの制度を発足させましたのは本年度からでございますけれども、この基準が小学校1年生、2年生を対象に、1学年の1学級当たりの平均人数が30人を超えて35人までという基準をつくっております。ところが、この4月で入学された、あるいは、5月1日で児童・生徒数が確定しましたけれども、この結果、当初、海田小学校が3クラス分、これが30人を超えるというふうに児童数を見込んでおりました。また、海田西小学校の2年生がやはり30人を超えるというふうに見込んでおりましたけれども、実際に5月1日の確定日、基準日で実際には30人を下回るという結果になりました。その結果、計4クラス分に加配する予定でございました非常勤講師、この4人分の報償費、報酬が不必要となったということで今回減額するものでございます。

○議長（原田）岡田議員。

○3番（岡田）小学校に入学される方は、私はよくわからないんですけども、大体ほとんど今年は何人入学するかというのがわかるんじゃないかと思うんですけどもね。その上でこういうふうな予算、1,800万を立てられたと思うんですけども、何か急に転勤とか何とかというふうな状況になったんでしょうか。

○議長（原田）学校教育課長。

○学校教育課長（青木基秀）一番最近の数字で1月4日の段階で数字を押さえました。その結果で最終的な予算措置を計上したわけですが、実際にはそれから一般的には皆さん異動の時期、異動というのは仕事の異動の時期がございます。あるいは、私立小学校へ行かれる方もございます。そうした中で、結果として人数が下回ったということでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はありませんか。桑原議員。

○6番（桑原）まず第1点は、臨時職員の方がかなり入っておられますね。これは今回の人事異動の中に入っているのかどうか、それがまず第1点。

それと、もし入っておれば、それを含めて今回の異動が、今の6号線とか何とか、そういうものは除いて、異動だけについてプラスマイナスどうなるのか。今すぐできなければ、後でも結構です。

それともう一つは、支援制度です。支援制度で今いろんな議員の方から質問が出ているわけですが、支援制度の本質的なものというのは独立採算なんですよ。呉の方にいろいろ勉強に行ったんですけれども、最終的には独立採算だということを見込んで皆やっているわけです。海田町は、存続する限り、実質的には支援制度を使わなくてもいいような格好ですとやっていくのかなという感じもするんですけれどもね。独立採算に、支援制度の方に本質的なものをするのはいつごろを見込んでおられるのか。もし今のままだと、別にやったというだけのことで、名目も実質も変わらないんじゃないかというような気がしてしょうがない。その3点をお願いします。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）まず、私の方から、町のそういうシルバーのことであらうと思いますけれども、独立採算の可能性があるのかというご質問ということで、これははっきり申しまして、シルバー人材センターは、先ほどご答弁しましたように、利益を上げる団体ではございませんので、職員の人件費等についてはこれは町の方が今後とも支援をしていくと。もし支援をしないということであれば、このシルバー人材センターの存続をどうするかという時点になろうかと思えます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（西本）ただいまの今回の異動に伴います増減の人件費の総額でございますけれども、臨時も含めまして減額となっております。3,969万8,000円の減額となっております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）人事異動に入っているわけですね、臨時職員の人。それを今、3,000万もマイナスになるわけですね。工事なんかを除くと3,000万ぐらいマイナスになるわけですね。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）そういうことでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）それで、今の支援制度のことなんですけれども、ということは、今と変わらんということですね、要は。支援制度にしなくてもよかったんじゃないんですか。法律ができたからやるんだというような、業績を上げるんだというような気がしてしょうがないんです。

それともう一つ、今回の、今の臨時職員を含めて人事異動は全職員の何%ぐらいに当たるのか。その2点。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）一般会計で申しますと、当初予算と補正の比較は1名でございます。

当初予算のときの人員構成で1名。それで、あと賃金等の職員で申しますと2名の増でございます。これは当初予算比でございます。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）シルバーへの支援の関係でございますけれども、これはシルバー人材センター自体が町の高齢者施策の一環として位置づけております。そのための運営する費用については町の方、あるいは国・県からの支援でもってやっていくということで、引続きこれは支援をしていくということでございます。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）今回の4月の職員の異動の率につきましては、今、担当の方も手元に持っておりませんので、どの程度のものか、はっきり申し上げられません。後ほどお話をさせていただきますと思います。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第42号議案について

て採決を行います。お諮りいたします。

第42号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(原田) 異議なしと認めます。よって、第42号議案は原案のとおりこれを決します。

暫時休憩をいたします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午後 12 時 05 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長(原田) 休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第11、第43号議案、平成18年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算について
を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(山岡) 第43号議案、平成18年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
について。平成18年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、人事異動
に伴う職員給の減額などの予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ2,144万3,000円を減
額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,641万6,000円とするものでござい
ます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長(原田) 下水道課長。

○下水道課長(野間) それでは、平成18年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算(第
1号)につきましてご説明申し上げます。資料第18「補正予算説明書」の1ページをご
覧いただきたいと思います。歳入でございますが、職員給与の減額に伴いまして、一般
会計繰入金を2,144万3,000円減額いたしております。続きまして、2ページをお願いい
たします。歳出でございますが、総務費の一般会計一般管理費を2,144万3,000円減額す
るものでございます。これは、人事異動に伴いまして給料1,226万4,000円、職員手当708
万7,000円、共済費325万円、それぞれ減額し、職員の減に伴いまして臨時職員を雇用す
るため、賃金を115万8,000円増額するものでございます。

それでは、第43号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出そ
れぞれ2,144万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億8,641万6,000円とす
るものでございます。以上、補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長(原田) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま

す。西山議員。

○9番（西山）2ページの臨時職員賃金ですけれども、先ほどの説明では雇用するためとありましたが、何月から雇用なさるのでしょうか。

○議長（原田）下水道課長。

○下水道課長（野間）7月からでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第43号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第43号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第12、第44号議案、平成18年度海田町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）第44号議案、平成18年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。平成18年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、保険料の徴収方法の改正に対応するための予算措置を行うため、歳入歳出それぞれ652万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,752万5,000円とするものでございます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）それでは、第44号議案、平成18年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。資料19の「補正予算説明書」をお願いいたします。今回の補正予算は、制度改正のうち18年10月実施分に伴うシステム対応作業及び社会福祉協議会へ運営事業委託し、福祉センターに設置しております地域包括支援センターに係る事務事業委託に要する費用の予算措置でございます。それでは、2ページの歳出予算からご説明いたします。まず、総務費の総務管理費の一般管理費、13節の委託料185万4,000円は、制度改正に伴い、社会保険庁からの通知がある保険料特別徴収対

象者、これに係る年金受給者情報が年1回から最大6回になる、このことについての対応に要するシステム改修でございます。次に、地域支援事業費、包括的支援事業・任意事業費の包括的支援事業、委託料466万7,000円は、地域包括支援センターに町から派遣しております保健師の人件費分について、当初予算では新規採用者の給与を計上しておりました。これを経験のある保健師を充てたことによる給与差額を補てんするものでございます。次に、1ページをお願いいたします。歳入についてご説明いたします。国庫支出金の国庫補助金の事業費補助金の108万2,000円及び介護給付費繰入金、事業費等繰入金の77万2,000円は、制度改正に伴うシステム改修経費に対する追加でございます。次に、その下のその他一般会計繰入金466万7,000円は、歳出でご説明しました派遣保健師の人件費差額分の追加でございます。

それでは、44号議案をお願いいたします。既定の歳入歳出予算総額それぞれ652万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれを13億1,752万5,000円とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。西田議員。

○4番（西田）4番、西田です。歳入の方の補助金なんですが、何に対する補助なのかということと、もう一つは、補助率がどれだけのなか、お願いいたします。

○議長（原田）高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（加藤）補助金の関係でございますが、これは社会保険庁からの特別徴収のためのデータが今までは1回、4月1日現在で送られてきておりました。これを年度当初にパソコンの方へ入力して年金からの天引きのためのデータを入れておりました。これが年6回送ってこられることに対して、それを随時、転入者とか、新しく年金給付の事由が発生された方のデータを取り入れるためにシステム改修をするものでございます。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）次の補助率の関係でございますけれども、これは人口と、介護を受ける方の数を想定された一定の基準でございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。これより第44号議案について採決を行います。お諮りいたします。

第44号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおりこれを決します。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

これにて平成18年第2回海田町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでございました。

午後1時12分 閉会